

社会教育関連施設の開館時間・休館日の見直しについて

1 趣旨

11月21日に実施した職員の働き方改革推進に向けた開庁時間の見直しに関する説明会において、社会教育関連施設についても触れておりましたが、以下のとおり12月議会に追加提案したいと考えております。

2 施設運営の現状

(1) 施設の開館時間について

各施設の条例においても開館時間を8時30分と定めており、この時間に開館するために、施設、設備の点検や開錠、空調の運転などのほか、冬季は降雪の状況によって早朝に出勤し、除雪を行うなど、日常的に時間外勤務により対応しており、働き方改革の観点からも好ましくないと考えております。

(2) 休館日について

現在は来館者の利便性を高めるため、ほとんどの施設でほぼ通年開館している状況にあり、施設の清掃や設備の点検などの日程調整にも苦慮しております。

3 現在検討している内容（詳細は資料 No. 2 のとおり）

前述のとおり施設の運営に課題が生じていることから、以下の取組により状況を改善し、施設の安定運営につなげることで、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。施設の休館日については、花巻市観光協会などから意見を伺って設定したものです。

(1) 開館時間の変更

原則として午前9時から午後4時30分とすること。

（大迫郷土文化保存伝習館については、利用の実態を踏まえ、午前9時30分の開館としています。）

(2) 休館日の設定

ア 毎週の休館日は、月曜日、あるいは火曜日とし、施設ごとに定めます。

（休館日が祝日などに当たった際には、その翌日以後の休日とならない日）

イ 年末年始は、毎年12月28日から1月3日としようとするもの。

(3) 施行日

施行を令和8年4月1日とし、関係条例の改正について議会での承認が得られた後、関係機関の協力もいただきながら、周知を図ってまいります。